

「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選
定基準」中一部改正

○ 1. (3)を横線のとおり改める。

(3) 申出者が金融機関等（法第37条に定める金融機関等をいう。以下同じ。）
である場合には、法第44条に定める考査に関する契約の締結に応じること。
~~（但し、申出者が金融機関等（法第37条に定める金融機関等をいう。以下~~
~~同じ。）でない場合であっても、日本銀行が法第44条に定める考査に関す~~
~~る契約に準ずる内容の調査に関する契約を締結することが適当と認めると~~
~~きは、これの締結に応じることを除く。）~~

○ 2. および3. を横線のとおり改める。

2. 上記1. (1)を踏まえ、日本銀行の当座預金取引の相手方の範囲を、次の
各号に掲げるものとし、具体的には、当面、銀行、長期信用銀行、外国銀行
支店、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、
金融商品取引業者（金融商品取引法第28条に定める第一種金融商品取引業
のうち同条に定める有価証券関連業に該当する業務を行う者に限る。以下同
じ。）、証券金融会社、短資会社、資金清算機関、金融商品取引清算機関（金
融商品取引法第2条に定める金融商品債務引受業を行う金融商品取引所を
含む。以下同じ。）および銀行協会（集中決済制度（参加者の他の参加者に
対する債権および債務を集中して決済する制度をいう。以下同じ。）の運営
主体であって法人格を有するものに限る。以下同じ。）の中から、当座預金
取引の相手方を選定するものとする。

以下略（不変）

3. 上記1.(1)および1.(2)のうちの「経営の内容」については、自己資本の充実の状況を判断の基準とする。さらに、申出者が金融商品取引業者である場合には、市場における取引規模を、申出者が資金清算機関、金融商品取引清算機関および銀行協会である場合には、申出者が運営する集中決済制度の安定性および効率性を併せて判断の基準とする（基準の細目は別表）。

○ 別表中の見出しニ. を横線のとおり改める。

ニ. 資金清算機関および金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条に定める金融商品債務引受業を行う金融商品取引所を含む。）